



ご意見は  
こちらまで



# 青森河川国道ニュース

お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38  
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577

## 出前講座

# 『車両制限令の概要と運用について』



## 全日本トラック協会の皆さん約20名が受講

### 講師

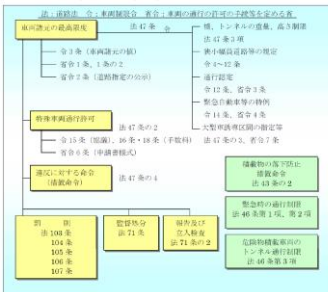


大館  
道路管理第一課長

6月25日(火)、「全日本トラック協会北東北3県適正化事業指導員」の皆さん約20名が、青森市のアップルパレスにて「車両制限令の概要と運用について」と題した出前講座を受講しました。

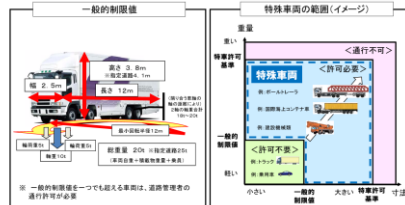
講座では、当事務所の道路管理第一課大館課長により、「過積載の大型車両が道路橋に与える影響」、「車両制限令の概要」、「特殊車両通行許可制度」、「他法令との比較」、「違反取締りや違反者への指導等の強化」及び「最近の施策等の動向」等について、1時間の講義を行いました。

### 車両の通行制限に関する法令の体系



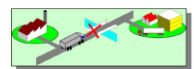
### 特殊車両通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法(一般制限値)を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特殊通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



### 特殊通行許可制度の必要性

道路は、ある一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両は、道路・交通および環境に支障を及ぼす恐れがあるため、原則として道路を通行させてはならない。(道路法第47条第2項)



道路は、社会・経済活動を支える最も重要な基礎施設のため、道路構造物と道路を通行する車両との間に調和をたせる必要がある。



車両の構造または車両に積載する貨物の特殊性から、やむを得ない道路管理者が認めた場合に限って、「道路の保全」または「交通の危険防止」のために必要な条件を付けて道路の通行を許可する(道路法第47条の2第1項)、というのが特殊車両通行許可制度。

また、青森河川国道事務所での大雪時の対応として、異常降雪時における通行止めを行い集中除雪を行う5箇所の予定区間を示し、協力を求めるとともに、スタック車両を見つけた際は、ご連絡いただくよう呼びかけも行い、参加された皆さんは、真剣に説明に聞き入っていました。

今回の講座を受け、車両制限令による特殊車両の通行許可制度や雪対策等について少しでもご理解いただけたら幸いです。



受講生の様子